

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日)  
(當日が休日には、その翌日)

## 目次

## 第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 滞納処分による差押がされている財産に対する強制執行等

## 第一節 有体動産に対する強制執行等（第三条—第十三条）

## 第二節 不動産又は船舶に対する強制執行等（第九条—第十九条）

## 第三章 強制執行等がされている財産に対する滞納処分（第十四条—第十八条）

## 第一節 有体動産に対する滞納処分（第十四条—第十八条）

## 第二節 不動産又は船舶に対する滞納処分（第十九条—第二十四条）

## 附則

## 第一章 総則

## (目的)

第一条 この規則は、鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）に規定する徴収金等について、滯納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和三十二年法律第九十四号。以下「法」という。）及び滯納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令（昭和三十二年政令第二百四十八号。以下「令」という。）に基づき、徴税吏員等が執行裁判所、執行官その他の者に通知する場合に用いる書面の様式その他法及び令の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第二条 この規則において「滯納処分」、「有体動産」又は「不動産」とは、それぞれ法第二条第一項又は第三項に規定する滯納処分、有体動産又は不動産をいう。

滯納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県規則第四十八号）の全部を改正する。

2 この規則において「徴税吏員等」とは、徴税吏員その他滯納処分を執行する権限を有する者をいう。

## 鳥取県規則第八十一号

滯納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則をここに公布する。

昭和四十五年九月十一日

鳥取県知事 石 二 朗

## 規則

◆規則 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則

## 目次

第二章 滞納処分による差押がされている財産に対する強制執行等

第一節 有体動産に対する強制執行等

(差押調書等の閲覧等)  
押調書等の謄本交付請求書を提出して行なうものとする。

第三条 執行官は、強制執行をするため必要がある場合においては、微税吏員等に対し、滯納処分による差押がされている有体動産に係る次の各号に掲げる書類の閲覧若しくは謄写又は謄本の交付を請求することができる。ただし、謄本の交付の請求は、第一号から第三号まで、第五号又は第十号に掲げる書類に限る。

一 差押調書及び捜索調書

二 参加差押書

三 交付要求書

四 差押解除決議書、参加差押解除決議書及び交付要求解除決議書

五 公先公告及び売却決定通知の決議書

六 保全差押金額決定通知書の写し

七 搬出調書

八 質権者、抵当権者、先取特権者等の権利者からその権利を証するものとして提出された書類

九 見積価額調書及び評価鑑定書（見積価額を公告しないもの及び公告しない見込みのものを除く。）

十 配当計算書  
十一 債権現在額申立書  
十二 滞納処分に関する異議の申立てに関する文書

2 前項の請求は、閲覧又は謄写については、第一号様式による差押調書等の閲覧（謄写）請求書、謄本の交付については、第一号様式による差

(差押財産引渡通知書等)  
第四条 令第三条第一項の規定による書面は、第三号様式による差押財産引渡通知書とする。

3 令第三条第三項の規定による通知は、第五号様式による差押解除書及び差押財産引渡通知書により行なうものとする。

4 令第三条第四項の規定による通知は、第六号様式による差押財産引渡通知書により行なうものとする。

(残余金交付通知書等)

第五条 令第四条の規定による通知は、第七号様式による残余金交付通知書により行なうものとする。

2 法第六条第三項の規定による通知は、第八号様式による残余金皆無通知書により行なうものとする。

(強制執行続行決定があつた場合の差押財産引渡通知書等)

第六条 第四条第一項及び第二項の規定は、令第五条第一項において準用する令第三条第一項及び第二項の規定による書面について準用する。  
2 令第五条第二項において準用する国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第八十二条の規定による通知は、第九号様式による差押財産引渡通知書により行なうものとする。

(交付要求書)  
第七条 法第十条第三項の規定による交付の要求は、第十号様式による交付要求書により行なうものとする。

(仮差押の執行)

第八条 第三条から第五条までの規定は、滞納処分による差押がされている有体動産に対する仮差押の執行に関して準用する。ただし、滞納処分による差押後に仮差押の執行がされている有体動産で滞納処分による参加差押がされているものについては、第四条第一項から第三項までの規定は、この限りでない。

第二節 不動産又は船舶に対する強制執行等

(差押解除通知書)

第九条 法第十四条の規定による通知は、第十一号様式による差押解除通知書により行なうものとする。

2 令第七条第二項の規定による通知は、第十二号様式による差押解除通知書により行なうものとする。

(残余金交付通知書等)

第十一条 第五条第一項の規定は、令第八条において準用する令第四条の規定による通知について準用する。

2 第五条第二項の規定は、法第十七条において準用する法第六条第三項の規定による通知について準用する。

(強制執行続行通知書等)

第十二条 令第九条において準用する国税徴収法第八十一条の規定による通知は、第十三号様式による強制執行続行通知書により行なうものとする。

2 第七条の規定は、法第十七条において準用する法第十条第三項の規定による交付の要求について準用する。  
(仮差押の執行)

第十二条 第五条第一項の規定は、令第十条第一項において準用する令第四条の規定による通知について準用する。

2 第九条第一項の規定は、令第十条第二項の規定による通知について準用する。

3 第九条第二項の規定は、令第十条第四項の規定による通知について準用する。

(船舶に対する強制執行及び仮差押の執行)

第十三条 第九条から前条までの規定は、滞納処分による差押がされている船舶で登記されるものに対する強制執行又は仮差押の執行に関して準用する。

第三章 強制執行等がされている財産に対する滞納処分

第一節 有体動産に対する滞納処分

(差押書及び交付要求書)

第十四条 法第二十一条第二項の規定による書面は、第十四号様式による差押書及び交付要求書とする。

(差押財産引受通知書)

第十五条 令第十四条第四項の規定による通知は、第十五号様式による差押財産引受通知書により行なうものとする。

第十六条 令第九条第一項の規定は、法第二十四条の規定による通知について準用する。

2 第九条第二項の規定は、令第十五条第二項の規定による通知について準用する。  
(滞納処分続行承認の決定があつた場合の差押財産引受通知書)

第十七条 第十五条の規定は、令第十六条において準用する令第十四条第四項の規定による通知について準用する。

(仮差押物に対する滞納処分)

第十八条 第四条、第五条及び第十六条第二項の規定は、仮差押の執行後に滞納処分による差押をした有体動産に関して準用する。ただし、その有体動産で滞納処分による参加差押がされているものについては、第四条第一項から第三項までの規定は、この限りでない。

第二节 不動産又は船舶に対する滞納処分

(差押書及び交付要求書)

第十九条 法第二十九条第二項の規定による通知は、第十四号様式による差押書及び交付要求書により行なうものとする。

(強制競売完結通知書)

第二十条 令第二十条の規定による通知は、第十六号様式による強制競売完結通知書により行なうものとする。

(差押解除書)

第二十一条 第九条第一項の規定は、令第二十二条第一項の規定による通知について準用する。

(滞納処分続行通知書)

第二十二条 令第二十二条において準用する令第二十条の規定による通知は、第十七号様式による滞納処分続行通知書により行なうものとする。

(仮差押不動産に対する滞納処分)

第二十三条 第十二条の規定は、仮差押の執行後に滞納処分による差押をした不動産に關して準用する。

(船舶に対する滞納処分)

第二十四条 第十九条から前条までの規定は、強制執行又は仮差押の執行がされている船舶で登記されるものに対する滞納処分に関して準用する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 様式第1号

## 差押調書等の閲覽・請求書

職 氏 名 殿

滞納者（住所）（氏名）が所有している下記1の財産に關係がある下記  
2の差押調書等の閲覽（謄写）を請求します。

年 月 日

県 市 郡 町 村 番地

執行官 氏 名 (印)

記

1 財産の品目、種類、品質、構造、数量その他財産を特定するに足りる

重要な事項

2 閲覽又は謄写しようとする書類の名称

## 様式第2号

## 差押調書等の謄本交付請求書

職 氏 名 殿

滞納者（住所）（氏名）が所有している下記1の財産に關係がある下記  
2の差押調書等の謄本の交付を（謄本の送付に必要な郵便切手を添えて）  
請求します。

年 月 日

県 市 郡 町 村 番地

執行官 氏 名 (印)

記

1 財産の品目、種類、品質、構造、数量その他財産を特定するに足りる

重要な事項

2 請求する書類の名称

## 様式第3号

## 差押財産引渡通知書

県 市 郡 町 村 番地

執行官

氏 名 殿

二重差押えに係る有体動産を、下記により引き渡しますから通知します。

年 月 日

職 氏 名 團

記

滞 納 者	住 (居) 所	
	氏 名	
引渡しをする差押財産の表示及び事件名等		
引渡しの日時及び場所		
参加差押えの有無及び庁等の所在		
その他の事項		

## 記載要領

- 「引渡しをする差押財産の表示及び事件名等」欄には、差押財産の名称、数量、性質及び所在並びに強制執行等についての事件番号及び事件名を記載すること。
- 「参加差押えの有無及び庁等の所在」欄には、差押財産につき滞納処分による参加差押がされていないときはその旨、参加差押えがされているときはその参加差押え（2以上の参加差押えがされているときは、そのうち最も先にされたもの。）をしている徴収職員等の属する庁その他の事務所の名称及び所在並びにその差押財産の名称、数量、性質及び所在を記載すること。
- 「その他の事項」欄には、徴税吏員等以外の者が差押財産を保管している場合であつて、保管者から直接にその財産を執行官に依頼した債権者及び債務者以外の第三者が差押財産を占有していたときはその旨、その引渡しにつき必要があると認められる事項（引渡財産の概算1日分の保管料金額等）があるときはその旨を、それぞれ記載すること。

様式第4号

差押財産引渡依頼書					
県 市 郡 町 村	市 郡 町 村	番地	県 市 郡 町 村	市 郡 町 村	番地
保管者 氏 名	姓	職 氏 名	姓	職 氏 名	圓
あなたが保管中の下記の財産を、執行官 (氏 名)へ渡してください。					
年 月 日	記	年 月 日	記	年 月 日	記
引渡しをす る財 産の表示 及び事 件名等		引 き 渡 し た 財 産 の 表 示		参 考 事 項	

記載要領

- 「引渡しをする財産の表示及び事件名等」欄には、財産の名称、数量、性質及び所在並びに事件番号及び事件名を記載するほか、保管年月日、保管財産の記号、番号等必要と認めるものがあれば、これら的事項も記載すること。
- 債権者及び債務者以外の第三者が占有していた差押財産を引き渡した場合には、「参考事項」欄に、「執行官が第三者(氏名)からその有体動産の引渡しを拒まないことを確認のうえ、拒まない場合だけ引渡しをしてください。」の文言を記載すること。

様式第5号

差押解除書及び差押財産引渡済通知書					
県 市 郡 町 村	市 郡 町 村	番地	県 市 郡 町 村	市 郡 町 村	番地
差押え中の下記の財産は、 市 郡 町 村 姓 名	年 月 日	執行官 姓 名	県 市 郡 町 村	市 郡 町 村 姓 名	年 月 日
差押えを解除しました。					
滞納者 氏 名	住(居)所	記	滞納者 氏 名	住(居)所	記
引 き 渡 し た 財 産 の 表 示			参 考 事 項		

記載要領

- 「引き渡した財産の表示」欄には、財産の名称、数量、性質及び所在を記載すること。
- 滞納者に対する通知の場合には、「滞納者」欄の記載はしないこと。
- 「参考事項」欄には、債権者及び債務者以外の第三者が占有していた旨、保管者から引渡しをした場合にはその旨等必要と認められる事項を記載すること。
- 強制執行の続行の決定があつたことにより財産の引渡しをした場合には、差押解除に関する字句をすべてまつ消すこと。

## 様式第6号

## 差押財産引渡済通知書

県 市 郡 町 村 番地  
市 郡 町 村 番地

執行官 氏 名 殿

差押え中の下記の財産は、 年 月 日 下記行政機関等にて  
引き渡しました。

年 月 日 職 氏 名 國 記

滯納者 氏名	住(居)所
引き渡した財産の表示及び事件番号等	
引き渡した行政機関等の名称及び所在	
参考事項	

## 記載要領

- この通知書は、徴税吏員等が法第5条第2項ただし書の有体動産につき滞納処分による参加差押えをしている徴収職員等に引き渡した場合に作成すること。
- 「引き渡した財産の表示及び事件番号等」欄には、財産の名称、数量、性質及び所在並びに強制執行等についての事件番号及び事件名を記載すること。
- 「引き渡した行政機関等の名称及び所在」欄には、引渡しを受けた徴収職員等の属する庁その他の事務所の名称及びその所在を記載すること。
- 「参考事項」欄には、引渡しの方法等必要と認める事項を記載すること。したがつて、通常は、この欄の記載は要しないこと。

## 様式第7号

## 残余金交付通知書

県 市 郡 町 村 番地  
市 郡 町 村 番地

執行官 氏 名 殿  
(裁判所)

滯納者 氏名の下記の財産の換価に係る滯納者に交付すべき残余金 円を、添付残余金計算書のとおり送付します。

年 月 日 職 氏 名 國 記

換価財産の表示及び事件名等	
参考事項	

## 記載要領

- 「換価財産の表示及び事件名等」欄には、換価財産の名称、数量、性質及び所在並びに強制執行等についての事件番号及び事件名を記載すること。
- 「参考事項」欄には、送金年月日、送金の方法(郵便振替貯金又は手交)等を記載すること。

付表

残余金計算書					
換たの 価財表 し産示					
区分	年月日	種目	金額	備考	
受					
入					
支 払	債権者の住所及び氏名	確認した債権額	配当順位	配当金額	備考
	滞納者に交付すべき金額				
計					
送額 金の し た 金算	残余金として交付すべき金額				
	送料その 他の支払				
	差引送金した金額				

## 記載要領

- 「支払」欄には、租税公課その他の徴収金に対し充当し、又は交付した金額は、合計額を記載してさしつかえないが、債権者に配当した金額についてはなるべく債権者ごとに記載すること。
- 1 のほか配当計算書に記載すべき事項を記載することとし、その記載要領については、配当計算書の記載要領によること。
- 換価財産の表示は、「残余金交付通知書（又は残余金皆無通知書）に記載のとおり」と記載すること。

## 様式第8号

## 残余金皆無通知書

県 市 郡 町 村 番地  
市 郡 町 村  
市 郡 町 村

執行官 氏 名 殿

(裁判所)

滞納者 県 市 郡 町 村 番地 (氏名) の滞納処分のため、

下記の財産を換価したが、添付残余金計算書のとおり、滞納者に交付すべき残余金が生じないので通知します。

年 月 日

職 氏 名 固

滞納者	住 (居) 所
氏 名	

引き渡した財産の表示及び事件名等

参考事項

## 記載要領

- 「引き渡した財産の表示及び事件名等」欄には、財産の名称、数量、性質及び所在並びに強制執行等についての事件番号及び事件名を記載すること。
- 「参考事項」欄には、引渡しの方法等必要と認める事項を記載すること。したがつて、通常は、この欄の記載は要しない。

## 様式第9号

## 差押財産引渡済通知書

県 市 郡 町 村 番地  
市 郡 町 村  
市 郡 町 村

氏 名 殿

差押え中の下記の財産は、 年 月 日執行官 県  
市 郡 町 村 番地 (氏名) に引き渡しました。

年 月 日

職 氏 名 固

記

滞納者	住 (居) 所
氏 名	

様式第10号

## 交付要求書

県 市 郡 町 村 番地

氏 名 殿

さきに滞納処分による差押え中強制執行続行決定ありました下記の滞納者の財産について、下記のとおり、滞納金額を徴収するため、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第10条第3項の規定により交付を要求します。

年 月 日

職 氏 名 國

記

滯納者	住(居)所							
	氏名							
財産の表示								
滞 納 金 額	年度	税目	納期限	税額	延滞金額	加算金額	滞納 処分費	合計
				円	円 法律による金額	円	円	円
					"			
					"			
					"			
					"			
		計			"			
摘要								

## 記載要領

- 「財産の表示」欄には、財産の名称、数量、性質及び所在を記載すること。
- 「摘要」欄には、滞納処分費徴収のおもな理由等を記載すること。
- この様式が、次の(ア)欄の規定において準用される場合には、この様式中「第10条第3項」とあるのは、それぞれ次の当該(イ)欄のとおり書き換えること。

(ア)	(イ)
規則第11条第2項	第10条第3項(第17条)
規則第13条	第10条第3項(第17条、第19条)

様式第11号

差押解除通知書

県 市 郡 町 村 番地  
裁判所 御中 市 郡 町 村 番地

滞納者 県 市 郡 町 村 番地 (氏 名) の滞納処分  
のため 年 月 日 差し押えた財産は、 年  
月 なお、 年 月 日にした交付要求も解除します。

年 月 日

職 氏 名 國

記

滞納者	住(居)所	
	氏名	名称、数量、性質および所在

差押財産	差押年月日	
	氏名	名称、数量、性質および所在

摘要 要

記載要領

- 「参加差押えに関する事項」には、解除した財産につき滞納処分による参加差押えがされていない場合は、「参加差押えがない。」と記載し、参加差押えがある場合は、その参加差押え(2以上の参加差押えがされているときは、そのうち最も先にされたもの。)をしている徵收職員等の属する庁その他の事務所の名称及び所在を記載すること。
- 差押えだけを解除するときは、交付要求に関する字句をまつ消すこと。

様式第12号

差押解除通知書

県 市 郡 町 村 番地  
氏 名 國

下記の滞納者の不動産の差押えを解除したので、国税徵収法第81条の規定により通知します。

年 月 日

職 氏 名 國

記

滞納者	住(居)所	
	氏名	名称、数量、性質および所在

差押財産	差押年月日	
	氏名	名称、数量、性質および所在

摘要 要

記載要領

- 「摘要」欄には、令第7条第2項の規定による通知の場合には「この不動産には、競売手続開始決定がなされています。」と、令第10条第4項の規定による通知の場合には「この不動産には、仮差押えの執行がされています。」と、令第15条第2項又は第21条第2項の規定による通知の場合には、「この財産には、強制執行による差押えがされています。」とそれぞれ記載すること。

## 鳥取県公報

(第三種郵便物認可) 第66号 (号外)

13 昭和45年9月11日 金曜日

様式第13号

## 強制執行続行通知書

県 市 郡 町 村 番地  
市 郡 町 村 番地  
名 賓

滞納処分による差押えをした下記の滞納者の財産は、 年 月

日 裁判所において強制執行続行の決定がありましたので、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第9条において準用する国税徴収法第81条の規定により通知します。

年 月 日 職 氏 名 國

記

滞納者 氏名	住(居)所
財産の表示	
参考事項	

## 記載要領

- この様式が、令第11条の規定による通知について使用される場合は、この様式中「第9条」を「第9条(第11条)」と書き換えること。
- 「財産の表示」欄には、差押財産の名称、数量、性質及び所在を記載すること。

様式第14号

## 差押書及び交付要求書

県 市 郡 町 村 番地  
 執行官 氏 名 殿  
 (裁判所)

下記のとおり、滞納金額を徴収するため、下記の財産を差し押えますので、  
 年 月 日差し押えました  
 ので、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第21条第2項の規定により、この書面を交  
 付します。

なお、下記のとおり、滞納金額を徴収するため、国税徴収法第82条第1項の規定により交付要求を  
 します。

年 月 日

職 氏 名 國

記

滯 納 者	住(居)所							
	氏名							
滯 納 金 額	年度	税目	納期限	税額	延滞金額	加算金額	滞納処分費	備考
				円 法律による金額	円	円	円	
					"			
					"			
					"			
					"			
計					"			
差押財産(交付要 求に係る財産)								

## 記載要領

「差押財産」欄には、差押財産の名称、数量、性質及び所在並びに強制執行等についての事  
 件番号及び事件名を記載すること。

第式第15号

## 差押財産引受通知書

県 市 郡 町 村 番 地

氏 名 殿

年 月 日 差押えをした下記の財産を 年 月 日 保管人 執行官 県 市 郡

町 村 番地 (氏 名) から引渡しを受けました。

年 月 日

職 氏 名 即

記

滞 納 者	住(居)所	
	氏 名	
引渡しを受けた財産		
の表示及び事件名等		
参考事項		

記載要領

「引渡しを受けた財産の表示及び事件名等」欄には、財産の名称、数量、性質及び所在並びに強制執行等についての事件番号及び事件名を記載すること。

様式第16号

## 強制競売完結通知書

県 市 郡 町 村 番地  
氏 名 殿

下記のとおり、滞納金額を徴収するため、さきに差押えをした下記の滞納者の財産について、裁判所から当該財産に対して開始された強制競売手続が 年 月 日競落をしないで完結した旨の通知がありましたので、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第20条の規定により通知します。

年 月 日

職 氏 名 團  
記

滞 納 者	住(居)所							
	氏 名							
差 押 財 产								
滞 納 金 額	年度	税 目	納期限	税 額	延 滞 金 額	加 算 金 額	滞 納 処 分 費	備 考
				円	円 法律による金額	円	円	円
					"			
					"			
					"			
					"			
	計				"			

## 記載要領

- 「差押財産」欄には、差押財産の名称、数量、性質及び所在を記載すること。
- この様式が、令第24条によって準用される令第20条の規定による通知書として使用される場合は、この様式中「第20条」を「第20条（第24条）」と書き換えること。

## 様式第17号

## 滞納処分続行通知書

県 市 郡 町 村 番地  
氏 名 殿

さきに、差押えをした下記の滞納者の財産について、裁判所において 年 月 日  
滞納処分続行承認の決定がありましたので、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第20  
条(第22条)の規定により通知します。

年 月 日

職 氏 名 團

記

滞 納 者	住(居)所							
	氏 名							
差 押 財 产								
滞 納 金 額	年度	税 目	納期限	税 額	延 滞 金 額	加 算 金 額	滞 納 処 分 費	備 考
				円 法律による金額	円	円	円	円
					"			
					"			
					"			
					"			
計					"			

## 記載要領

- 「差押財産」欄には、差押財産の名称、数量、性質及び所在を記載すること。
- この様式が、令第24条の規定によって準用される令第20条の規定による通知書として使用される場合は、この様式中「第20条(第22条)」を「第20条(第24条、第22条)」と書き換えること。